

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 10 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520891

研究課題名(和文) 古代ギリシアにおける暴力と社会秩序の比較文化史的研究

研究課題名(英文) Comparative studies in violence and social integration in ancient Greece

研究代表者

橋場 弦 (Hashiba, Yuzuru)

東京大学・人文社会系研究科・教授

研究者番号：10212135

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,100,000円、(間接経費) 1,230,000円

研究成果の概要(和文)：古代ギリシア社会において、スタシスすなわち党争は、ポリス社会の宿痾ともいべき病理現象であった。その中で暴力の行使は、ときにポリスの分裂につながる深刻な打撃を社会に与えたが、同時にそれを回避し、公共の場における議論と合意形成によって国家の統合を図る回路も模索された。都市国家アテナイは、民主政というシステムの実現を通して、この回路の構築にもっとも成功したケースであると言える。民主政の成熟とともに、紛争解決手段としての暴力(ピア)の行使は、市民団の前での弁論によって置きかえられ、そこにポリス的公共性の担保が求められたのである。

研究成果の概要(英文)：Stasis (factional strife) was a social phenomenon inherent in ancient Greek poleis, and many city-states suffering from it can be observed. Using violence at the time of civil strife could sometimes lead to disintegration of a polis society, but at the same time the citizens struggled to avoid it and restore the integration through free speech and agreement. Democratic Athens in the fifth and fourth centuries BCE most successfully constructed socio-political institutions for her integration by securing the opportunities for political disagreements to be solved through discussions in a public sphere without using violence.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：民主政 アテナイ 紛争 暴力 紛争解決

## 1. 研究開始当初の背景

いわゆる戦後歴史学におけるわが国の西洋古代史研究は、しばらくの間いちじるしく社会経済史に偏りを見せ、古代ギリシア民主政そのもののメカニズムの解明は遅れてきた。他方、1980年代以降の歴史人類学的方法論の流行は、ポリス市民のメンタリティーやイデオロギーといった新しい分野での研究を刺激した。しかしながら、ポリス民主政の制度史研究自体はいまだに立ち遅れた状態にある上に、そのような国制史研究と市民団の公共性イデオロギーの研究とを橋渡しし、国制史と社会史の双方を統一的視座の下に有機的に連関させ、立体的にポリス民主政の構造の見取り図を示した研究は、国内にはまだ見あたらない。

他方海外に目を転ずると、1990年代以降の欧米学界において、このような「国制=社会史」的な観点からの研究は盛んに行われている。注目すべきは、アテナイ民主政において暴力と社会秩序に密接なかかわりをもつ司法制度のあり方が、当時のポリス社会の文脈の中に位置づけ直され、あたらしい視角の下で理解されようとしてきていることである。これは19世紀以来、国民国家とのアナロジーでポリスを理解しようとしてきた近代歴史学のバイアスを問い直す試みでもある。

1980年代以降高まってきたギリシア国制史研究は、P.J.Rhodes with D.M.Lewis, *The Decrees of the Greek States*, Oxford 1997 および M.H.Hansen & T.H.Nielsen (eds.), *An Inventory of Archaic and Classical Poleis*, Oxford 2004 という、ポリス国制の総合的研究を目指した二つの巨大な業績に結実した。同時に、Rhodes, Hansen 二人の泰斗の業績を受けて、暴力の問題をポリス社会の権力構造との相関関係においてとらえようとする、第2世代の研究が目立ってきた。なかでも注目されるのは、アテナイ社会における法と暴力のかかわりを、法社会学的理論モデルによって解明しようとした D.Cohen, *Law, Violence, and Community in Classical Athens*, Cambridge 1995 の画期的労作であろう。他方、警察権力というものが不在であったアテナイ民主政において、社会秩序が市民たちの自律的なイニシアティブ (private initiative) それほときに市民個人の暴力行使をともなう「荒っぽい正義 rough justice」にもなりえた によって維持されていたことを明らかにしたのは、V.Hunter, *Policing Athens: Social Control in Attic Lawcourts, 420-320B.C.*, Princeton 1994 である。またわが国でも、山内進・加藤博・新田一郎編『暴力：比較文明的考察』東京大学出版会、2005年のように、暴力と紛争解決の問題を、地域・時代を横断して比較文化的に探究しようとする新しい試みも生まれつつある。

研究代表者(橋場)は、これまで「強制権力の介在なしに、自由で対等なポリス市民が

自治を維持できたのはなぜか」という一貫した問題意識の下で、主としてアテナイ民主政の文法(民主政コード)の諸相を明らかにしてきた。その視角からの橋場の研究成果は欧米学界においても一定の評価を受け、Y.Hashiba, *Athenian Bribery Reconsidered: Some Legal Aspects*, *Proceedings of the Cambridge Philological Society* 52, 2006 という形で結実した。他方橋場は、Hunter に代表される欧米学界の研究動向をふまえてこの問題意識をさらに発展させ、民主政における紛争解決のいくつかのモードとコードを解明しようと試み、それは橋場が研究代表者を務める科学研究費基盤研究(C)(一般)「古代ギリシアにおける紛争解決と公共圏の比較文化史的研究」(H20~22年度)という形で成果を現した。

橋場は今回、前述 Cohen や Hunter に代表される欧米学界の研究動向をふまえて、官僚制や警察権力が不在で、すべての市民が暴力を平等に留保し行使しようというポリス民主政固有の権力構造において、暴力(実力行使の権能)の遍在と社会秩序維持との間に、一定の因果関係と法則性を見いだせないか、またそれを見いだすことによって、ギリシア(アテナイ)民主政に特有の公共圏の姿が解明できるのではないか、という着想に至ったのである。

## 2. 研究の目的

このような背景から、本研究は具体的に以下の4つの問題を明らかにすることを目的とした。

(1) アテナイ社会における暴力は、どのように分布していたか：アテナイ民主政においては、暴力が恒常的に特定の国家機関に占有されることがなく、つねに一般市民がある程度の実力行使の権能を留保していた。彼らはつねに武器を所有・所持し、その権利を保証されていることこそ民主政の証しと考えていたのである。戦争など、国家が一時的に暴力を集中する場合や、役人が職権で一定の実力を行使する場合もあるが、公的な暴力の集中はむしろ微弱であった。ポリス市民が私的に留保する暴力は、どのようなかたちで一般社会に分布していたか。森林の保水機能にたとえれば、暴力を社会の側に保持する機能が あったアテナイ民主政の権力構造を解析する。

(2) 暴力の行使はどのように統制されていたのか：警察や執達吏などが不在のアテナイ民主政では、犯罪者の逮捕や公的私的双方の係争事件において、どの程度一般市民の実力行使(=暴力行使の一形態)が許されていたのか。それはどのような社会規範の下に統御されていたのか。許される暴力の行使と許されざるそれとの間には、どのような境界線が引かれていたのか。

(3) 「私的イニシアティブ(private initiative)」に依存する社会秩序において、

暴力はどのような役割を果たしたか：犯罪行為の摘発や市民間の紛争解決において、一般市民が役人や評議会の助けを借りずに実力を行使する事例は一般に認められるが、それはどの程度社会秩序・治安の維持に貢献したか。またアテナイ社会の治安維持は、どこまでこのような私的イニシアティブに依存した社会であったのか。また一般市民は、私利私欲の追求といった利己的な動機で実力行使をし、その結果予定調和的に社会の秩序がもたらされたのか。それとも市民たちはあらかじめ合意された公的なプログラムを前提に、公共性と公共圏の存在にもとづいて、実力行使を行っていたのか。たいていの私的紛争の場合、一見、当事者の激情や利己心の発露のように思われる暴力行使も、最終的には法廷における解決の一環であったことが多く、それゆえ、アテナイ市民の暴力（実力）行使を、たんなる自力救済の形態と見なすわけにはいかない。実力行使が、司法と法の支配というプログラムの中に、どのようにして位置づけられるかが問われる必要がある。

（４）アテナイ民主政における暴力は、なぜアナーキーをもたらさなかったか：このような一般市民の一定の暴力行使を前提としたアテナイ社会が、なぜ無政府状態に陥らなかったか。前４世紀におけるアテナイ民主政社会は、暴力の遍在と市民の武器所有にもかかわらず、クーデターが一度も発生せず、国内的にはきわめて安定し、治安の維持された社会であった。しかしながら、市民団がイデオロギーによって二手に分かれ、暴力をもって争い合う「スタシス（内乱）」もまた、ポリス社会に固有の社会不安であり、前７世紀から５世紀末までのアテナイ社会もまた、このスタシスの苦しみを存分に味わったのである。こうした経歴を持つアテナイが、前４世紀の民主政安定期に、アナーキーを回避できたのは、どのような権力構造の特質に起因しているのか。それは、アテナイ市民の公共性志向とどのような関わりにあるのか。この問題は、古代ギリシアの司法制度が、しょせんは当事者相互の政治的解決の手段に過ぎないとする、近年の一部の主張に対する有力な反証に導く可能性を帯びている。

### ３．研究の方法

研究計画の全体としては、まず古代ギリシアのポリス社会において、国家機関の暴力装置とは別に、一般市民の暴力（実力）がどのように社会に伏在し、それが公私の紛争解決にどのような役割を果たしていたのかを、同時代史料の分析を通して明らかにすることを旨とする。そして、そこから得られた知見を、近年盛んになってきている古代民主政の権力論・暴力論、および司法制度の政治的機能をめぐる議論に交錯させ、古代ギリシア社会における権力構造についての諸相を新たに照らし出そうとする。そのために、一次史料と最新の研究成果を収集し、国内外の研

究者たちとの議論を深め、一定の知見が得られたところで研究成果を公表する。

### ４．研究成果

（１）各年度を通して研究代表者は、古代ギリシア人の暴力がどのように社会に分布していたか、とくに国家権力の暴力装置の助けをかりずに、市民たちが実力行使をふくめた手段によって自律的に紛争解決に当たった様相を明らかにするべく、その証拠の全体的把握に努めた。同時に、そのような暴力行使の作法と文法を、古典期民主政のアテナイと、その他のポリスとの間で、比較文化史的方法によって比較検討し、私的な暴力が全否定されることなく、なおかつ社会の秩序維持のために役割を負っていたことを、法制度の側面から裏づけることを試みた。

（２）またポリス共同体の権力構造を解明するため、近年考古学的研究の進展とともにめざましく明らかにされた、ポリス国家の成立過程について知見を深め、探求することに努めた。とくにこれまでアテナイ（アテネ）一国に偏りがちであったポリス研究においては、それ以外のポリス、もしくはポリス外のギリシア人共同体（エトノス）のあり方と比較検討するため、同時代史料として、歴史書・文学作品・法テキスト、および近代以降発見された碑文史料の分析を行った。具体的には以上の課題を遂行するべく、基礎的史料の網羅的収集・分類を行い、考察を加えた。とくに近年研究の進展いちじるしい伝アリストテレス『アテナイ人の国制』テキストの解読、テキスト批判、および註釈研究を精緻に進めた。さらに近代になって刊行されたおびただしい点数の古代ギリシア法制度史・政治史・社会史関連の研究文献を入手し、問題点と議論の整理とにつとめた。とくに近年問題になっている、伝アリストテレス『アテナイ人の国制』の作者同定の問題に関して、最新の研究動向の把握に努めた。

（３）その結果、今回あらたに明らかになったのは、以下の点である。典型的にはアテナイで民主政の前史に当たるアルカイック期（前八世紀から六世紀まで）の、アテナイ市民団の内紛の諸相であった。ポリスの内紛すなわちスタシス（stasis）は、超越的な権力の押さえが存在しないポリス型社会において、ともすれば市民団が分解してゆくモーメントの潜在的強さを示している。他のポリスと違って広大な領域と多くの人口を抱えるアテナイにおいて、スタシスによる市民団の分裂をさけ、いかにポリスの統合を維持してゆくかという課題は、貴族政期以来担わされてきた宿命であった。

（４）その課題を実現するため、アテナイ人は神話や伝承を用いて統合のイデオロギーをさまざまに作り上げた。市民間の暴力は、「武器を執っての党争」というベクトルを形成するときには、もっともポリスの統合にとって破壊的であり、その方向に暴力が流れる

ことを阻止することが、アテナイ民主政にとっての至上課題であった。

(5) 前404/3年の「三〇人政権」による恐怖支配は、アテナイの歴史上、例外的に暴力が国家権力によって独占された時代の一つであったが、これによってポリスは統合されるどころか、深い傷を負うことになり、結局アテナイ市民は権力集中型のエリート少数支配の失敗を思い知らされる。その結果、民主政が回復した前403年に彼らが到達した一つの結論は、暴力支配が残した悪しき過去を「思い出さざること」(メー・ムネシカケイン)という知恵であった。

(6) またこれらの論点に附属して、伝アリストテレス『アテナイ人の国制』の作者が誰であるかということについても、以下のような結論に達した。

本書をめぐって今日までもっとも激しく議論されてきたのが、作者はアリストテレス本人かあるいは弟子かという問題である。

本人説・弟子説それぞれに相応の論拠があるわけであるが、それを認めた上で、なお次の点を指摘できるであろうと考える。第一に、アリストテレス著作集とはジャンルが異なることを考慮に入れても、なお本書の内部に観察される「ムラの多さ」は、アリストテレス本人の手によるとは信じがたい要素であること。これは、本人が客観的記述より自己の政治哲学を優先したため生じたという類の欠陥ではなく、本人説の枠組みで説明しきれものではない。そもそもアリストテレスの政治思想が本書全編に首尾一貫しているかということ、そうでもない。たとえば第二章二|三節で、作者はニキアス、トゥキュディデス、テラメネスを高く評価するのだが、このうちアリストテレス的思想に合致しそうなのはテラメネス評価のみであって、他の二人への称賛はアリストテレスの政治思想からは説明できない。

また作者は第九章二節でソロンが故意に法文をわかりにくくしたという俗説を批判し、「現在の結果からではなく、ソロンの政策の他の面から彼の意図を判断するのが正しいのである」として、過去の事実を結果論ではなく同時代証拠に基づいて推理すべきであるという、ある種の歴史実証主義を掲げる。それ自体は正当な主張だが、その一方で作者がみずからの主張に反し、現在の結果からさかのぼって過去を説明している事例も少なくない。この種の説明は、典型的には「それゆえ今なお～しているのである」という定型句を伴って随所に見られるが、たとえばエピリュコスが再建した建物だから今でもエピリュケイオンと呼ばれているのだという名称起源譚(第四章五節)は、作者が伝承の神話的解釈を素朴に信じ込んでいることを物語る。このように自分で設定した原則と矛盾することに気づかないナイーブな資質を、アリストテレス的とは言えまい。

こうした「ムラの多さ」は、前後の脈絡を

よく確かめずに筆を先に進める粗慢な姿勢、あるいは使用した史料に無批判に依拠する態度に由来すると考えるべきで、かりに本書が未定稿だとしても、アリストテレスの緻密な論理とは相容れない。

第二に、本書をアリストテレスの作品とする古代の伝承は、古代の人びとがアリストテレスを作者だと信じていた、ということの意味するにすぎない。一五八の国制すべてをアリストテレス一人で書いたはずはないという議論は、やはり有効である。またアテナイ民主政を墮落とらえていた彼が、アテナイ一国を特別扱いして本書だけ自力で書いたとも信じられないのである。

第三に、文体の特徴にアリストテレス固有の痕跡を認めるという主張にしても、あくまで文体という形式面にのみ注目したものであって、内容的な議論を欠いた文体論には強い説得力を見いだせない。そもそも何がアリストテレス的な文体かという議論は、多分に主観的な要素が入り込みやすく、そのみでは自立した論拠になりにくい。

以上を考慮すると、158の国制誌は『政治学』のための基礎研究としてアリストテレスが企画指導した共同研究であったとしても、本書を執筆したのはアリストテレス本人ではなく、弟子の誰かであると考えた方が、実証的根拠により適格的であろうと思われる。

(7) 本研究で判明したことの全体を要約すれば、スタシス(党争)は古代ギリシアのポリスに固有の宿痾であり、それはときにポリス市民団の分裂を引き起こす契機になりえた。暴力の行使はそのような党争の場面ではしばしば見られ、ときには内戦の形にエスカレートすることもあったが、同時に市民団は、その行使を回避して、公共性空間における弁論という回路を通じてポリス国家の分裂を避ける方法を模索していったと言える。アテナイ民主政は、言論の自由をイデオロギーとして掲げることによってこの回路を構築し、それによって社会の統合を果たすことにもっとも成功した事例であった。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 8 件)

橋場 弦「英字新聞」『公研』、査読無し、606号、2014年、pp.14-15.

橋場 弦「道を尋ねる」『公研』、査読無し、600号、2013年、pp.16-17.

橋場 弦「学者の仕事」『公研』、査読無し、594号、2013年、pp.16-17.

橋場 弦「『プリル新ヤコービ』のこと」日本西洋古典学会公式 HP、査読有り、2013年

<http://clsoc.jp/agora/essay/2013/130110.html>

橋場 弦「ギリシャはどこへ」『公研』、査

読無し、588号、2012年、pp.18-19.

橋場 弦「アナーキー」『公研』、査読無し、582号、2012年、pp.16-17.

橋場 弦、「裸のオリンピック」『公研』、査読無し、576号、2011年、pp.16-17.

Yuzuru Hashiba, *Brill's New Jacoby* (editor-in-chief: I. Worthington, Brill, Leiden), 査読有り、Nos.245 (Ktesikles), 246 (Andron), 346 (Theodorus Panages), 2011.<http://referenceworks.brillonline.com/browse/brill-s-new-jacoby>

〔学会発表〕(計 1 件)

橋場 弦「歴史のなかの公と私：趣旨説明」第109回史学会大会公開シンポジウム「歴史のなかの公と私」2011年11月5日、東京大学

〔図書〕(計 3 件)

橋場弦他翻訳・註釈・解説『アリストテレス全集第19巻 アテナイ人の国制 著作断片集1』岩波書店、2014年(刊行予定)

(共著)橋場弦他『世界史教授資料 研究編』山川出版社、担当箇所27-58頁、2013年

(翻訳)ポール・カートリッジ著『古代ギリシア：11の都市が語る歴史』、橋場弦監修、新井雅代訳、白水社、2011年、235頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

橋場 弦 (HASHIBA YUZURU)

東京大学・大学院人文社会系研究科・教授

研究者番号：10212135

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：